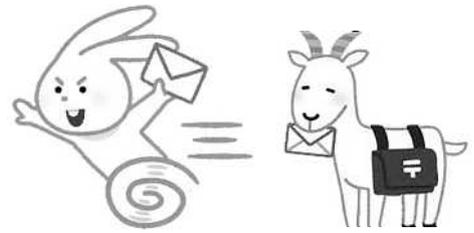


国民年金だより



年金生活者支援給付金制度について

<年金生活者支援給付金とは？>

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せする形で支給されるものです。支給を受けるには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

<対象となる人>

○老齢基礎年金を受給していて、以下の要件をすべて満たす人

- ・65歳以上である
- ・同じ世帯の人全員の市民税が非課税になっている
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が878,900円以下である

○障がい基礎年金・遺族基礎年金を受給しており以下の要件を満たす人

- ・前年の所得額が4,721,000円以下である

※扶養している親族がいる場合は、扶養人数等に応じて所得制限の上限が上がります。

<請求方法について>

○すでに年金生活者支援給付金を受給している人

支給要件に該当している間は、引き続き年金と同時に支給されます。

○年金を受給しているが、年金生活者支援給付金を受給していない人

支給要件を満たしているのに年金生活者支援給付金を受給していない人に向けて、日本年金機構から緑色の封筒で請求の案内が送付されています（9月1日から順次発送）。

案内が届きましたら、同封の請求書（ハガキ）に必要項目を記入し、切手を貼って返送してください。

※令和6年4月1日時点で支給対象外の人へは送付されません。

※令和6年4月1日以降に支給要件に該当ようになった場合の請求方法については、「ねんきんダイヤル」にお問合せください。

○今から年金を請求する人

年金の請求を行う際に、年金生活者支援給付金の請求も同時に行うことができます。



●お問合せ●

『ねんきんダイヤル』：0570・05・4092（ナビダイヤル）

産前産後免除制度について

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

<対象となる人>

- 「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方

<免除期間>

単胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

<必要なもの>

- ① 来庁者の身分証明書（運転免許等）
- ② 出産日の分かるもの（親子（母子）健康手帳など）

※代理人が来る場合で、本人と代理人が別世帯の場合は委任状が必要です。



●お問合せ / 申請先 医療保険課 年金係 ☎0948-22-5504

直方年金事務所 ☎0949-22-0891（自動音声案内が流れます）